

放課後等デイサービス

分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
業務管理体制の整備	法令順守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	児福法第21条の5の26、児福法施行規則第18条の37、38	1
定員の遵守	届出定員を超過してサービス提供を行っている事例があった。	都条例第139号第76条準用(第38条) 障発0330第12号通知第五の3(1)	5
法定代理受領の通知	法定代理受領により放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた際に、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額の通知がされていなかった。	都条例第139号第76条準用(第29条第1項) 障発0330第12号通知第五の3(3)準用(第三の3(14)①)	1
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を策定していなかった。	都条例第139号第76条準用(第51条第1項) 障発0330第12号通知第五の3(3)準用(第三の3(29)①)	1
事故報告	障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したにも関わらず、対応した記録と事故報告書の提出をしていなかった。	都条例第139号第76条準用(第50条第1項) 「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」	1
放課後等デイサービス給付費の算定	サービス提供実績の回数に誤りがあった。	厚労告第122号別表第3の1 障発0330第16号通知第二の2(3)	1
事業所内相談支援加算	相談援助をおこなった日についての確認ができない事例があった。	厚労告第122号別表第3の2の2の注 障発第0330第16号第二の2(3)⑦	1
欠席時対応加算	連絡を受けた日時や相談援助を行った記録の確認ができなかった。	厚労告第122号別表第3の6の注 障発第0330第16号第二の2(3)⑩	3
送迎加算	サービス提供実績の回数に誤りがあった。	厚労告第122号別表第3の9の注1 障発第0330第16号第二の2(3)⑭	1